

都市計画原案に対する意見書の要旨及び回答

都市計画の種類及び名称

東京都市計画公園 第8・3・32号宮下公園

東京都市計画駐車場 第27号宮下駐車場

東京都市計画道路 幹線街路環状第5の1号線

【実施概要】

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画原案の公告・縦覧・意見書の提出	平成28年11月1日から 平成28年11月22日まで 渋谷区都市整備部 都市計画課都市計画係	14通

【意見書の要旨と区の回答】

1 都市計画に関する意見

意見書の要旨	区の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画原案に反対し、その撤回を求める。 ・ 新宮下公園等整備事業は取りやめるべきであり、それを実現するための今回の都市計画原案を認めるべきではない。 ・ 公園区域を変えてまでホテルを整備する必要性はなく、住民・利用者の意見が反映されたとはいえ到底考えられないため、都市計画審議会に問うのは時期尚早である。 ・ こうした施設の屋上はアクセスも乏しく公衆のための庭園ではない。 ・ 防災面としても地盤面に避難できる公園として整備すべきである。 ・ 立体都市公園にしなければ耐震性能の向上を図る必要がなくなるはずである。 ・ 立体都市公園ではなく、神宮通公園と連 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備から50年が経過した宮下公園は、耐震性能上課題を抱えております。また、エレベーターが1基しかなく、階段による昇降がほとんどであるため、バリアフリー動線の確保が不十分であり、アクセス性に課題があります。このように現在の宮下公園は課題を抱えております。一方で、社会の変化に伴って、公園に求められる機能や役割が多様化しております。既存の機能を損なうことなく、これらに対応するためには新宮下公園等整備事業に関わる都市計画変更が必要であります。 ・ 渋谷区都市計画マスタープラン2000、渋谷駅中心地区まちづくり指針2010、渋谷駅東口地区地区計画、神宮前五・六丁目地区地区計画、渋谷駅周辺地

<p>動した通常の公園として整備することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビルとホテルを建てるのであれば近隣に公園を確保すべき。災害時、地表面に広場がないと怖い。 ・立体都市公園制度の乱用である。 ・3階屋上への移設で地上からのアクセスが著しく困難になる。 ・耐震のため再整備するのであれば、退避場所として利用できるようにすべきだが3階屋上の公園への避難は現状よりもさらに困難である。 ・本原案を白紙に戻し、植栽のある平地公園の整備に注力すべきである。 ・大地震の際に区民や区で働く人々の命を守る場所として、繁華街の中心部にある平地に近い公園は大切な財産である。4階部分の屋上公園では大地震の際、安全性で役に立たない。 	<p>域都市再生安全確保計画、渋谷区みどりの整備方針等の上位計画に基づき、緑と水のネットワーク拠点づくり、憩い空間の確保と商業施設によるにぎわいの創出及び災害時対応のための拠点形成を図るため、商業施設や宿泊施設を活用し、機能を充実させた公園に再整備する計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮下公園は副都心である渋谷駅周辺に位置していることから、まちづくりの一環として地域のにぎわいを創出することが必要になっています。これらを踏まえ、宮下公園の利用を検討した結果、公園区域の変更及び公園の立体化により、宮下公園をより利用しやすい都市公園にする必要性が生じています。公園区域は、既存の都市計画道路との整合を図り、公園の利便性やアクセス性を向上させるとともに、まちづくりの一環として地域のにぎわいを創出するために変更します。また、憩いとうるおいのある空間形成を図るとともに、地域のにぎわいと回遊性を創出するために公園を立体化します。
<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・公共交通主体のこの街に、公共の駐車場は必要ない。駐車場を廃止して地表面に公園を設置すれば、周囲から出入りがしやすく、魅力的な都市風景を周囲にもたらす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮下駐車場は、渋谷地区駐車場整備計画により、地区外縁部の幹線道路沿いにあるFRINGE駐車場として、地区内への駐車目的車両の流入を軽減し、だれもがめぐり歩いて楽しいまちづくりのために必要なものです。 ・渋谷駅周辺地域における駐車容量不足に対応するため、都市計画として定める施設と位置付けており、より利用しやすい駐車場計画としてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・新宮下公園を高齢者や体の不自由な方でも利用しやすいよう、高架橋2は変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のご要望を踏まえ、関係各所と今後協議を行ってまいります。

ではなく、横断歩道への変更を求める。

2 事業計画に関する意見

意見書の要旨	区の回答
<ul style="list-style-type: none">・ 定期借地権により事業者により商業施設やホテルを建設・運営させることは公益性に欠ける。・ 区民の大切な財産を30年間も事業者に貸し付けて大儲けさせる手法は反対。・ 自然環境を壊し、一部の企業の利益に供するような計画は反対。・ 繁華街が拡大して深夜にわたり騒がしくなっている中で、これ以上渋谷駅周辺の過密化を進めるべきではない。・ 大多数の区民にとってホテルや商業施設は必要ないと思う。・ 駅近辺の貴重な緑空間である区の公園をホテルや商業施設に提供するのはやめてほしい。・ 商業施設のためになぜ公園が犠牲にならないといけないのか。・ 宮下公園の屋上庭園ショッピングモール化をやめてほしい。・ これ以上の開発はやめてもらいたい。・ 広告だらけ商業施設だらけのまちで何もなくてホッと息ができる場所、お金がない人でものんびりいられる場所、大きな樹の木陰で24時間休める場所、鳥とか猫も休める場所、このような公園を私は期待する。・ この事業目的が公共施設にふさわしい目的とは全く思えない。・ 渋谷駅周辺はものすごく混雑しているので、宮下公園はゆっくり休める場所としてとっておいてほしい。・ ナイキ化に続き、ますます区は強欲を増	<ul style="list-style-type: none">・ 新宮下公園等整備事業は、課題を抱えている宮下公園を官民連携のPPP事業により、定期借地権を設定し、民間のノウハウや資金を活用して世界に誇れる立体都市公園を整備するものです。公募型プロポーザルによって事業者を選定し、基本協定の締結及び定期借地権の設定について、平成27年第4回区議会定例会において議決をいただいております。・ 定期借地権の設定については、事業者と定期借地契約を締結することにより、区の財政負担を軽減し、老朽化した宮下公園を建て替えることができます。これは、区の財産を有効に活用する手法であり、今後の安定した地代収入によって、区の財政にも大いに寄与するものです。

<p>していくようだが私は反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法に違法を重ねて強行した宮下公園ナイキ化、さらに公園とは言い難いショッピングモールやホテルを建てる計画など白紙に戻して、静かでシンプルな宮下公園に戻してほしい。 ・ 公園を集金箱にしたいのか。 ・ 区は、宮下公園の再整備計画を即時撤回せよ。 ・ 一民間企業への利益供与である。 ・ 三井不動産は自力で各都市にホテル建設を拡大しており、区有地を提供する大義名分はない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ただでさえ少なくなってきた公園、樹木を「公園立体化」の名目で縮小しないでほしい。 ・ せっかく育ってきたケヤキなどの樹木を伐採しないでほしい。 ・ 区民の憩いの場なのにケヤキなど樹木を伐採するような整備計画は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮下公園内の樹木は、大きく成長したことにより、風の影響を受けやすく、強風による倒木の懸念があります。また、同時に根の隆起により公園内に凹凸が多くなっており、根がさらに成長することで、駐車場の構造躯体への浸食のおそれが出てきています。 ・ 老齢化した樹木の生育状況等を考慮し、倒木等に対する安全確保のために樹木は原則として更新を想定していますが、既存樹木の保存について検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の運動施設と新たに作る商業施設はどちらも公園周辺の賑わいを創出するという点には違いないが、区はその優劣をどのように判断したのか。 ・ ホテル建設の提案を受けて公園区域の都市計画を変更したがプロポーザルの募集要項違反ではないか。 ・ 宿泊施設の定期借地期間終了後の取壊し、公園に戻す見込みを公表しないなど重要部分は建設が決まってからを口実にして事業計画を進めるのはおかしく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年8月にプロポーザル提案を公募し、専門家を交えた検討会において適正に審査し、三井不動産株式会社を選定いたしました。 ・ 議会の議決に関する条例に基づき、基本協定の締結及び定期借地権の設定について議決をいただいて進めております。 ・ 関係法令等に基づき、今後も説明を行っていく予定です。

<p>ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル事業として三井不動産が選ばれた経緯が不透明である。 ・ 区や関連部署は新宮下公園の整備計画や予算などに関して十分な説明や情報公開を行うように求める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案は直ちに撤回して、本来の「公」の庭園をつくるべきである。 ・ これまでのように自由にいつでも区民が使える公園を残してほしい。 ・ 災害が発生したときに区が一人ひとり面倒見てくれないのであれば、みんなで使う公園をなくさないでほしい。 ・ 宮下公園の公園としての機能をこれ以上低下させないでほしい。 ・ 宮下公園はみんなのもの。 ・ いまは有料で子どもも遊べない。 ・ 大人の都合、金持ちの都合で子どもの遊び場がなくなりかわいそう。 ・ 行政は憩いの場を壊してはダメ。 ・ 世界に誇る TOKYO-SHIBUYA にしたいのであれば、率先して訪れる人たちが誰でも憩える安らぎの空間を作り、「さすが TOKYO!」と言えるまちづくりを目指してはどうか。 ・ 一部の「お金を落とせる人」だけが楽しめる場を作るよりも誰もが集い、安らげる場を区が作り、成熟した都市の姿を見せてほしい。 ・ 公園面積は同じでも有料施設だらけになったらそれは公園ではないだろう。 ・ 公園つぶすな。 ・ 地表からのアクセスが悪くなり、夜間施設の継続や有料スポーツ施設の増設など、公園の価値を損なう事業である。 ・ 宮下公園のもつ公共スペースとしての 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋谷区みどりの整備方針により、宮下公園は広域からの利用が見込まれる広域利用公園として位置付けられており、区の観光資源を活かすような整備を重点的に行っていくこととされています。 ・ 渋谷駅周辺の貴重な緑地を利用して、子どもから高齢者等の幅広い層の憩い空間を創出してまいります。 ・ 現在、フットサル場等の有料スポーツ施設を供用しております。本事業による具体的な整備内容は決まっておらず、有料スポーツ施設の内容も未定です。 ・ 具体的な整備内容は、これから地域・関係者との協議によって検討を行い、様々な方々に利用していただける環境を整備してまいります。 ・ 本事業は、PPP 事業によって区と三井不動産株式会社が共同で進めておりますが、整備された新宮下公園は区立公園になります。

<p>公園機能を著しく損なうため、宮下公園再整備計画そのものの白紙撤回を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画で面積が増えるとのことであるがいくつもの有料施設が計画されているため、無料で利用できる公園スペースが減ることが問題である。 「公共の福祉」の観点から、公園の重要性や人権を大事に扱う姿勢がまったく感じられない都市計画は認められない。 	
---	--

3 住民参加に関する意見

意見書の要旨	区への回答
<ul style="list-style-type: none"> 区が「住民こそ主人公」という地方自治の精神に立ち、本計画を区民と専門家の参加する検討委員会によって根本から練り直すよう強く要望する。 宮下公園は、当面は現状維持とし、区民の間で様々な意見のある当公園の将来像については、十分時間をかけて慎重に議論すべきである。 民主主義を採用している国家であるにも関わらず、そこに住んでいる人々の意見を聞かないのは民主主義の理念に反している。代議制ではあるとはいえ、人々一人ひとりの大切な意見を聞かず、法律に反したやり方をするのは間違っている。 区民に十分理解を得られるような内容で周知や説明、議論を行い、区民と利用者ファーストの事業計画となるよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新宮下公園等整備事業は、官民連携のPPP事業により、定期借地権を設定し、民間のノウハウや資金を活用して世界に誇れる立体都市公園を整備するものです。公募型プロポーザルによって事業者を選定し、基本協定の締結及び定期借地権の設定について平成27年第4回区議会定例会において議決をいただいております。 本都市計画変更に当たっては、都市計画法及び渋谷区まちづくり条例に基づき、公告・縦覧や意見交換会を実施しております。区民や利害関係人の皆様のご意見を伺って事業を進めております。今後にも必要な説明を実施してまいります。

4 その他の意見

意見書の要旨	区への回答
<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準以前の建物であり耐震性に 	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷区では東日本大震災後、耐震性能上

<p>問題があるのになぜ耐震補強をしないでスケート場やクライミングウォール、照明塔、エレベータなどを建築させたのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災後、区は耐震強化の工事も一切行っていないことも許せない。 ・ 区の無責任で一貫性の無い計画により、エネルギーや資材の無駄である。 	<p>課題を抱えている区有施設の建て替えを順次進めてまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが利用しやすい公園を整備することは区の責務であると考えており、民間活力を活用して区の財政負担を軽減する手法として PPP 事業やネーミングライツ事業を採用してまいりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月11日に緑と水・公園課が宮下公園に設置したフェンスを至急撤去してもらいたい。 ・ ナイキ介在前の元の姿に戻し、24時間開園してほしい。 ・ 年末年始の宮下公園をはじめとする区内公園の24時間全面開放をお願いしたい。 ・ 24時間開放。 ・ 元の公園に戻してほしい。 ・ 公園閉めるな、公園返せ。 ・ 宮下公園フェンス反対。 ・ 野宿者を追い出すための張り紙、フェンスを即刻撤去すること。 ・ 夜間施錠を中止し、公衆トイレや水場を24時間使えるよう開放すべきである。 ・ 夜間も公園を開放すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園は、誰もが自由に憩い安らげる場所であり、24時間開放していることが望ましいと考えております。しかし、公園管理においては、公園の機能や役割を果たすとともに公園利用者が快適に利用していただけるように適切に維持管理していく必要があります。そこで、渋谷駅周辺の立地条件や利用実態を踏まえた対応が必要であり、公園維持管理上、夜間に限り利用を制限しております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野宿者排除をしない街づくりをお願いしたい。 ・ どの公園もホームレスの人に親切にしてほしい。 ・ 住んでいる人が困る。 ・ 自分たちの生活を妨害するな。 ・ ふとんが干せない。 ・ ビルができれば住むところなくなる。 ・ オリンピックのための再開発を大義名分にするからと言って代替案なしの排除は問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園は誰もが利用できるものであり、公園に居住することは公園の維持管理上支障があるため、禁止行為であります。公園施設以外の工作物の設置については、公園占用の許可が必要となります。区の許可なく荷物を定常的に置いて居住することはできません。 ・ 路上生活者の方々に対しては、対話を通じてハウジングファースト事業をはじめとした福祉的施策により、支援を行っております。

<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテルを作る場所があるなら野宿者のために無料の銭湯を作れ。 ・ 渋谷区は野宿者いじめをやめろ。 ・ 区は、オリンピックを口実とした野宿者排除をやめろ。 ・ 追い出しやめろ。弱者をいじめるな。 ・ 素案意見交換会において、ハウジングファースト事業は宮下公園とその周辺からの野宿者追い出しの具である旨の発言があった以上、この事業に断固反対する。 ・ 整備事業を理由に福祉施策を強要することは野宿者の排除に他ならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハウジングファースト事業は、宮下公園周辺の路上生活者の方々だけでなく、区全域を対象としております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宮下公園ナイキ化計画」が裁判で確定したとおり違法であったことを認め、原告に謝罪、原状回復すべきである。 ・ 司法を無視せずにネーミングライツ契約以前の宮下公園に原状回復することを求める。 ・ 区は裁判の結果を受け止め、全ての関係者に謝り、速やかに元の宮下公園に戻すこと。 ・ 不正に公園を占拠しているのはナイキであろう。 ・ 宮下公園は違法な公園、渋谷区敗訴、まずは原状復帰、夜間施錠やめろ。 ・ 区は宮下国賠2連敗の教訓を改めよ。不法なのは野宿者をはじめとする持たざる者たちではなく、ナイキをはじめとした公園を金儲けのための手段とする者たちである。 ・ 「宮下公園ナイキ化反対！国家賠償請求訴訟」の司法判断に従い、宮下公園を原状回復すべきである。 ・ 宮下公園国家賠償裁判の判決が反映されていない以上、議論されるべきもので 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法に設置された公園内のテント等を撤去した行政代執行が適法と認められており、区への対応は適切であったと考えております。 ・ 地方自治法にまつわる争点については、控訴審において実質的な審理に立ち入っておらず、判断されていません。原審の判断が確定したわけではないので、区は適正に手続を進めたと考えております。

<p>すらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋谷区における宮下公園国家賠償請求裁判に関する見解を改めて書面にて回答願う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市間競争により住民の安寧維持が置き去りになってしまうため、西欧の都市のように住民生活とビジネスが相互に依存して溶け合い、ゆっくり発展していく都市を目指してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界の公園事例等も参考にしながら、世界に誇れる立体都市公園として整備してまいります。より魅力的な計画にしてまいりたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ デモの集合場所としての利用が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後進めてまいります建築計画の中で広場に至る歩行者動線は確保してまいります。また、新宮下公園を整備するに当たり、徒歩により容易に利用できるアクセスを確保してまいります。